別表六（十九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六（七）「６」、「７」、「11」、「12」又は「16」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「差引改定取得価額　(8)−(9)　⑽」の欄は、特定事業用機械等（租税特別措置法第42条の11の２第１項に規定する特定事業用機械等をいう。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、

「差　引　改　定　取　得　価　額

80億円×(8)−(9) / 一の特定地域経済牽引事業施設機械及び装置、器具及び備品、附属設備並びに構築物の取得価額等を構成する建物及びその額の合計額

」

⑽　と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

5　「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額　⒀」の欄は、「同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額　⑿」の金額のうち特定法人（租税特別措置法第42条の11の２第１項第１号に規定する特定法人をいう。次号において同じ。）がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（租税特別措置法施行令第27条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。次号において「承認地域経済牽引事業」という。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載すること。

6　「同上のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の用に供したものに係る額　⒁」の欄は、「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額　⒀」の金額のうち特定法人がその承認地域経済牽引事業（租税特別措置法施行令第27条の11の２第３項の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載すること。

別表六(十一)を削る。

別表六(十一)の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

3　「差引改定取得価額　(8)−(9)　⑽」の欄は、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日　⑴」の欄に記載された日が令和６年４月１日以後である場合において、特定建物等（租税特別措置法第42条の11の３第１項に規定する特定建物等をいう。）に係る一の特定業務施設（同項に規定する特定業務施設をいう。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を

「差　引　改　定　取　得　価　額

超えるときは、80億円×(8)−(9) / 一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額

」

⑽　と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「建物等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表六(十一)を別表六(十)とし、同表の次に次の１表を加える。